

## 第1回 二宮町新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項

### 決定事項

#### 緊急事態措置に係る県の実施方針に基づく町の対応について

##### 1. 施設の運営について

☞ 令和2年4月1日（水）から通常通り運営していた屋外施設は、令和2年4月8日（水）から5月31日（日）まで閉鎖する。

☞ 屋内施設は、令和2年5月31日（日）まで、休館期間を延長する。

##### 2. イベントの実施について

☞ 令和2年5月31日（日）までに開催予定の町主催イベント等については、原則として中止する。

##### 3. 学校の対応について

☞ 令和2年5月6日（水）まで、休業期間を延長する。

##### 4. 保育園、学童保育の対応について

☞ 保育園は、通常通り開所する。

学童保育は、学校休業期間中、午前7時30分から児童受け入れ開所する。